

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

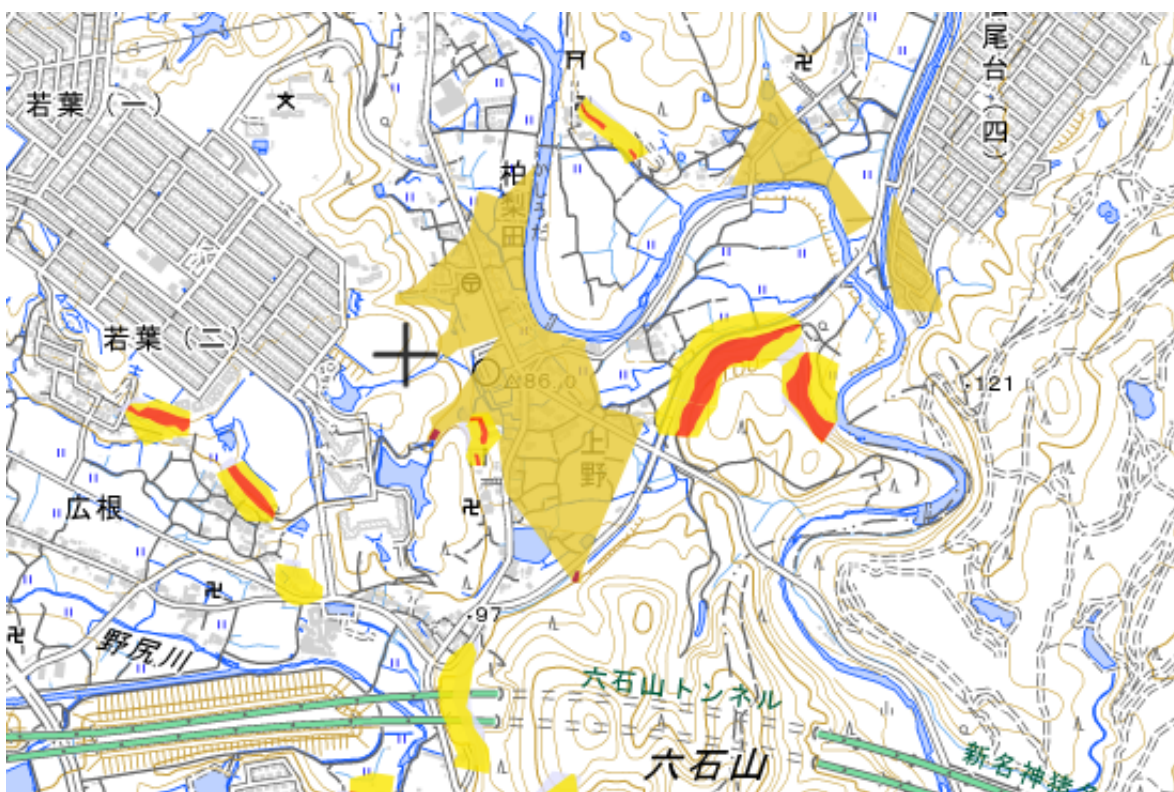
I 現状

(1) 地域の災害等リスク

猪名川町における災害の多くは、梅雨、秋雨前線等による集中豪雨と台風による風水害であり、種類としては、水害及び山崩れ・崖崩れ、地すべり、土石流などが考えられる。また、猪名川町は地形上、特に中山間地を含む北部地域において、一部道路への被害発生によって、広範囲の集落が孤立集落となる可能性がある。町内事業者においては、事業所自体が町内に分散しており、ハザードマップでの危険地域に集中しておらず災害リスクは少ないものとする。

(水害・土砂災害：ハザードマップ)

猪名川町のハザードマップによると、猪名川流域で水害や土砂災害が起こる傾向にある。それは町域のほぼ中央を北部の大野山に源を発する猪名川が蛇行して流れ、その沿岸には狭長な谷底平野が形成されている。下図のような小さな地形単位が組み合わせられ、複雑な地形地域を形成しておりそのような場所で水害や土砂災害が起こるとされている。



※猪名川町柏梨田地区を中心としたハザードマップで色分けされている箇所が災害リスクのあるエリアになる

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの地震ハザードカルテによると、猪名川町エリアでは震度5弱以上の地震が今後30年間で72.3%の確率で発生するとされている。

(その他)

猪名川町内の中央を南北に流れる猪名川とその支流は、洪水を起こしやすい河川であり、近年では、平成25年9月の台風18号による風水害、平成26年8月の台風11号、平成30年の台風21号による風水害等が発生している。

猪名川町の平均気温は低く約14℃で、最高気温は夏季には38℃近くに達することもある。最低気温は、-6℃前後になることもある。降水量は、年間800～1,300mmで、多雨期は6～9月である。平均湿度は、約81%である。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような免疫獲得できていない感染症については、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 509社
- ・小規模事業者数 368社

○猪名川町商工会員業種別数

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	91社	78社	町内全域に分布し、他地域に比べ多い
製造業	26社	23社	町内全域に分布し、他地域に比べ少ない
卸売・小売業	95社	79社	町中心部に多い
宿泊・飲食業	56社	32社	町中心部に多く、他地域に比べ少ない
その他	172社	156社	町中心部に多い
合計	440社	368社	

(令和6年3月31日現在)

(3) これまでの取組

- 1) 猪名川町の取組
 - ・地域防災計画の策定、防災マップの作成
 - ・防災備品の備蓄
- 2) 猪名川町商工会の取組
 - ・事業者BCPに関する施策の周知
 - ・事業者BCP対策（事業休業への備え、水災補償等）に関する紹介
 - ・新型コロナウイルス感染症抗原簡易検査キット配布

II 課題

猪名川町における課題は下記のとおり。

①小規模事業者の経営課題として、防災・減災対策に対する認識不足

小規模事業者にとって、経営課題の優先順位は「人材不足」「売上低迷」「コスト増」がほとんどを占めている。そのため、大手や中堅企業と異なり、専門の部門を持たない小規模事業者では、BCP対策への意識が低いことが課題となっている。

②小規模事業者にとって事業者BCP策定の知識と人材不足

当町に限らず、多くの小規模事業者にとって、BCPの策定は、その内容の難解さや煩雑さから、実際の策定・運用に結び付いていないのが現状である。また、被災時にはその場の対応に

追われ、復旧が完了した時点で安心してしまい、被災を教訓とした事業継続対策の策定にまで至らない事業者が多いことも課題と言える。

③新型インフルエンザ等感染症発生時の対応についての情報提供等支援強化

新型コロナウイルス感染症において、感染防止対策の指導や徹底はある程度進んだものの、自社で感染者が発生した場合の対応についてまで踏み込んだ指導が追いつかず、感染防止対策と併せた感染者等発生時の具体的対応策の指導や、リスク対策として損害保険の検討・加入についても周知する必要がある。

III 目標

- ・管内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・BCPは災害対応力を高めるだけでなく日常の経営改善にも役立つため、事業継続に繋がるメリットであることを周知する。
- ・発災時における連絡体制として、猪名川町商工会と猪名川町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・情報発信コンテンツ「商工会cmap（シーマップ）」を通じて、管内事業者に対し、台風や豪雨、地震等の被害予測や避難所情報を提供します。また、これらの情報を管内事業者の被災状況の把握や予測にも活用する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
509	368	R7	2	2
		R8	2	2
		R9	2	2
		R10	2	2
		R11	2	2

※BCPに関するセミナーは毎年1回開催しBCPに取り組む機会を作りたい。

※BCP策定については町内製造業者を中心にアプローチしていく予定である。

※経営指導員1名当たり1件を年間策定目標としていきたい。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・猪名川町商工会と猪名川町が役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから事業者を守り事業継続を支援する。
- ・事業所の場所に応じた災害リスク及びその影響を軽減するための取組や制度についての説明を巡回訪問時に実施する。（まずは会員事業者から取り掛かり、2年目からは会員事業者以外にも紹介・説明していく。）
- ・会報（隔月発行）や町広報、ホームページ（随時更新）を活用し、国の施策や災害リスク対策の必要性等を周知する。
- ・管内小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易な計画も含む）の策定により実効性のある取組等の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行い、取組状況を随時確認する。
- ・BCPに関する専門家（損害保険会社）による小規模事業者に対する普及啓発セミナー等（年1回）を実施する。あわせてBCP策定の必要性を訴求するチラシ（約450部）を会員事業所等に配布する。
- ・巡回指導時はもちろん会員事業所へは隔月発行している会報で施策を紹介。会員事業所以外にも商工会ホームページを通じて施策を紹介し、施策普及を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、その感染状況も日々変化するため、事業者は常に最新かつ正確な情報を収集し、デマに惑わされずに冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づいて感染拡大防止策を徹底し、事業者への周知を図るとともに、これに加え、感染症対策の強化や、将来の感染拡大に備えた支援も行う。
- ・事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄を促すと同時に、事業所内の換気設備の設置やIT・テレワーク環境の整備を支援するための情報や支援策を提供する。
- ・サイバー攻撃対策については、会報やホームページを通じて、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和2年9月に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ兵庫県共済協同組合とBCP対策についての説明会を実施。
- ・感染症に関しては、各種災害リスクに対応した補償や共済の説明を実施。
- ・各関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼。
- ・事業者BCPに関するセミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・管内小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・猪名川町事業継続力強化支援委員会（構成員：猪名川町商工会、猪名川町）を開催し状況確認や改善点等について調整する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、猪名川町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS 等を活用し安否情報や業務従事の可否、被害状況等を猪名川町商工会と猪名川町で共有する。）
- ・国内で感染者が発生した際には、職員の体調確認を行い、事業所の消毒を実施するとともに、職員に対して手洗いやうがい等の徹底を促す。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合、猪名川町における感染対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・猪名川町商工会と猪名川町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方向性を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は、以下を想定する）

大規模な被害がある	・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスは割れる」等、比較的軽微は被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	・地区内 5 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、猪名川町商工会と猪名川町は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～4 週間	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する ※目標復帰時期

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・災害等発生時に、管内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。事業者への直接被害と間接被害とで被害状況把握は大きく異なる。

具体的には、商工会が主導で主に会員事業所が中心とはなるが、直接被害については、ライフラインの平均復旧日数が下記の通りであるため、比較的復旧の早いことが期待できる電話連絡（携帯電話等）を中心に被害状況（建物被害やその他の被害額等）を確認。間接被害については、営業休止期間や被害額等を直接ヒアリング（地区担当職員が、各地区役員に近隣被害状況を聞き取り、場合によっては訪問を行い個別の被害状況を調査する）していくことで被害実態の把握を行う。

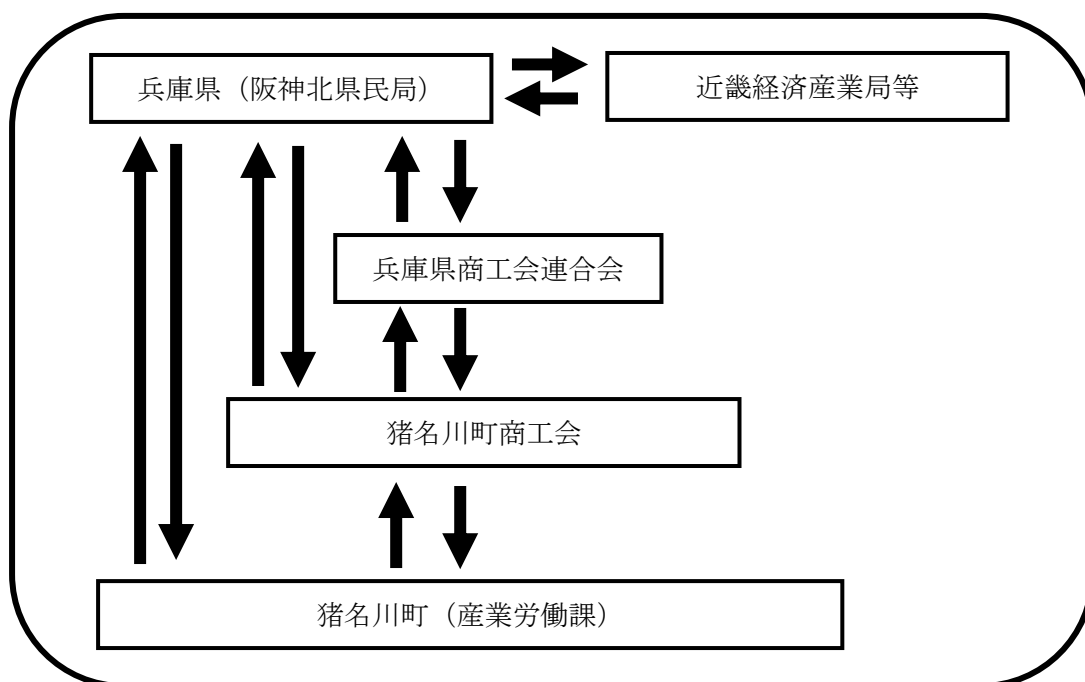
【震度別ライフラインの平均復旧日数】（中小企業庁 BCP 関連資料から）

	水道	ガス	電気
震度6弱	7日	15日	1日
震度6強	15日	30日	2日
震度7	30日	45日	4日

※直接被害については、自然災害等により事業者（建物等）の実害を想定する。

※間接被害については、従業員・設備等の被災、協力会社の被災、顧客の被災等からおよぼ被害を想定する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・猪名川町商工会と猪名川町は被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・猪名川町商工会と猪名川町が共有した情報を、兵庫県の指定する方法にて猪名川町商工会又は猪名川町より兵庫県（阪神北県民局）へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や兵庫県等からの情報や方針に基づき、猪名川町商工会と猪名川町が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて猪名川町商工会又は猪名川町より兵庫県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、猪名川町と相談する（猪名川町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や兵庫県、猪名川町等の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

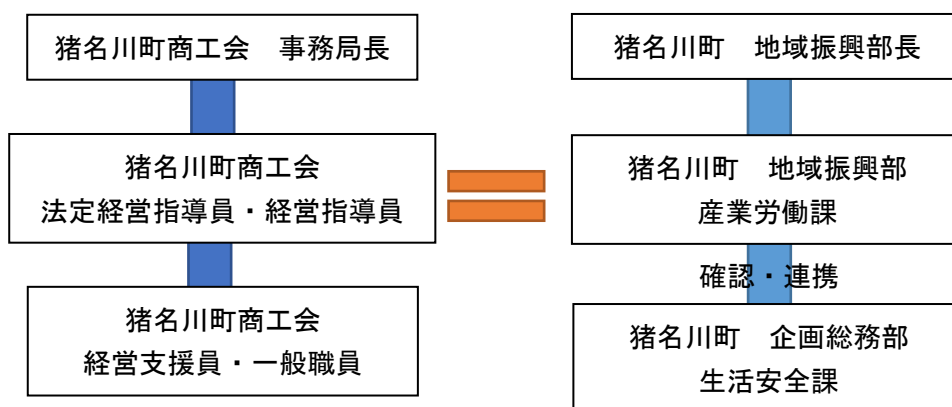
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年9月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 小畑 勇治 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗情報、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

猪名川町商工会

〒666-0243 兵庫県川辺郡猪名川町柏梨田字前ヶ谷 158-1

TEL:072-766-3012 / FAX:072-766-4531

E-mail:inagawa@wit.ocn.ne.jp

②関係市町村

猪名川町 地域振興部 産業労働課

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1

TEL:072-767-6253 / FAX:072-767-7220

E-mail:sangyorodo@town.inagawa.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	310	310	310	310	310
セミナー開催費	60	60	60	60	60
専門家派遣費	200	200	200	200	200
パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
兵庫県補助金、猪名川町補助金、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。